

(学部入学者用)

国費外国人留学生 各位

学生支援・社会連携課

令和8年度入学料免除・徴収猶予の申請について

今年度で国費外国人留学生の奨学金支給期間が満了する人のうち、令和8年度以降の国費外国人留学生奨学金支給期間の延長申請が認められた人は、入学料の納入は不要となります。

つきましては、国費外国人留学生奨学金支給期間の延長申請中の人（これから申請する予定の人を含む。）は、Web 入学手続では「入学料免除または入学料徴収猶予を申請する」を選択回答し、入学手続時には入学料は納入しないでください。（一旦納入された入学料は返還できません。）

その後の手続きは以下のとおりです。

・国費外国人留学生奨学金支給期間の延長申請が認められた場合

入学料の納入は不要です。

・国費外国人留学生奨学金支給期間の延長申請の結果が不採用となった場合

入学料を納入していただく必要があります。

ただし、入学前1年以内に、入学する者の学資を主として負担している人（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる場合は、所定の書類を提出いただくことにより、審査のうえで、入学料の一部（経済困窮度合によっては全額）が免除、又は入学料の徴収が、令和8年7月の本学が指定する日まで猶予されることがあります。

つきましては、国費外国人留学生支給期間の延長申請の結果が不採用となった人は、必ず、令和8年3月23日（月）までに下記問い合わせ先まで連絡してください。入学料の納入方法又は入学料の免除若しくは徴収猶予の申請に必要な所定の手続きについて説明します。期日までに連絡が無い場合、入学料の免除又は徴収猶予の申請は受け付けられません。

【問い合わせ先】

学生支援・社会連携課 経済支援係

TEL：075-724-7143（平日 8：30-17：00）

E-mail：shogaku@jim.kit.ac.jp